

令和6年度 全ト協ドライバー等安全運転教育訓練促進助成制度実施要綱

公益社団法人 福岡県トラック協会

(目的)

第1条

公益社団法人福岡県トラック協会(以下「県ト協」)の会員事業所の従業員に対して、専門の研修施設による研修を通じて安全運転に必要な知識・技術等の向上を図り、事業所における指導的立場の乗務員を育成し、もって事業所全体の交通安全意識の高揚を図る。

(助成対象)

第2条

県ト協に所属する会員事業所(以下「会員」という)とする。

(受講対象者)

第3条

会員のトラックドライバー及び管理者(安全担当)で、事業所が推薦する者。

(助成対象研修施設)

第4条

研修施設

| 特定研修施設 | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 中部トラック総合研修センター | 2. 埼玉県トラック総合教育センター |
| 指定研修施設 | |
| 3. ドライビングアカデミー北海道 | 4. ドライビングアカデミー弘前 |
| 5. ドライビングアカデミー宮城 | 6. ドライビングアカデミー南湖 |
| 7. 自動車安全運転センター安全運転中央研修所 | 8. ドライビングアカデミー茨城 |
| 9. ドライビングアカデミー栃木 | 10. ドライビングアカデミーぐんま |
| 11. ドライビングアカデミー千葉 | 12. ドライビングアカデミー小田原 |
| 13. 新潟自動車学校 | 14. ドライビングアカデミー大原 |
| 15. クレフィール湖東交通安全研修所 | 16. ドライビングアカデミーABOSHI |
| 17. ドライビングアカデミーテクノ | 18. ドライビングアカデミーONGA |
| 19. ドライビングアカデミー佐賀 | 20. ドライビングアカデミーMIYUKI |

(助成対象研修)

第5条

トラックドライバーまたは安全運転管理者等の安全教育訓練で全ト協があらかじめ指定するものとする。

- (1) 特別研修 (2泊3日以上)
- (2) 一般研修 (1泊2日)

(助成額)

第6条

研修施設における助成金の額は、次の通り掲げる通りとする。

- (1) 特別研修については、受講料の7割、Gマーク認定事業所は受講料の全額助成。
- (2) 一般研修については、受講料の一部(定額10,000円)
なお、交通費は助成しない。

(会員への周知)

第7条

県ト協は、研修日程、研修内容、申し込み方法等について会員への周知を行う。

(研修の申込手続き)

第8条

会員は、別表の研修一覧により「ドライバー等安全運転教育訓練助成申込書」(様式1)(以下「申込書」)により、提出期限までに県ト協にFAX[092-451-7964]で申し込む。
申込書の提出期限は、研修初日の10日前までとする。
なお、申し込みはFAXでのみ受け付ける。

(申込書の受付)

第9条

- (1) 県ト協は、会員から「申込書」をFAXで提出された順に、速やかに希望する研修施設に「申込書」を送付する。また、予算限度額、研修施設の定員等により受講できない場合もあるので、受講の可否について会員事業所へ連絡する。
- (2) 受講可の連絡を受けた会員は、速やかに希望する研修施設に受講日の7日前までに受講料を納入する。

(助成金の請求)

第10条

- (1) 会員は研修終了後、「ドライバー等安全運転教育訓練実施報告書」(様式2)(以下「報告書」)に「研修参加報告書」(様式3)、「研修施設の修了証(写)」及び「受講料に係る領収書の写し(銀行振り込み金受取証の写しでも可)」「Gマーク認定証」(認定事業者のみ)を添付し、県ト協に提出する。
- (2) 「報告書」等の県ト協への最終提出期限は研修終了日から7日以内とする。

(助成金の支給)

第11条

- (1) 県ト協は、毎月、報告書を取りまとめ、全ト協に請求し、県ト協から受講された会員事業所に支給する。
なお、特定及び指定研修施設の受講費については、申込書に基づき「ドライバー等安全運転教育訓練助成金請求書」(様式4)(以下「請求書」)を全ト協に提出し助成金を請求した後、上記と同様に会員事業所に支払うものとする。
- (2) 1会員当たりの助成は、参加者2名を限度とし、かつ予算の範囲内で処理するものとする。

(研修の変更又は中止)

第12条

会員は、「申込書」を提出し、受講可の連絡を受けた後、申込んでいる研修を変更又は中止する場合、受講開始日の7日前までに「ドライバー等安全運転教育訓練実施申込取下届」(様式5)(以下「取下届」)により、県ト協に連絡しなければならない。

(受講の取り下げ又は中止等にかかる費用負担)

第13条

受講対象者が、次に掲げる各項目のいずれかに該当する場合、受講対象者が受講料の全額を、また、交通費が伴う場合はこれを全額負担しなければならない。

- (1) 受講開始日の7日前を経過して、申し込みを取り下げたとき。
- (2) 受講開始日の7日前までに、所定の受講料を納入しないとき。
- (3) 特別な事由なく、申し込みをした研修を受講しないか又は、受講を途中で中止したとき。
- (4) 本要綱に定める所定の書類を提出しないとき。
- (5) その他本要綱の趣旨に反する行為があったとき。

(その他)

第14条

本要綱に定めのない事項に関しては、そのつど県ト協 交通対策委員会の承認を得て処理する。

○付則：この要綱は令和6年4月1日から施行する。